

葛飾区人権啓発紙

今号の主な内容

- 1 面 ● 人権週間とは
● 人権擁護委員の活動
- 2 面 ● 女性の視点で防災・災害復興に取り組む
- 3 面 ● 防災分野で活躍! 葛飾の女性
- 4 面 ● インタビュー「東京でひとりの女性消防署長」
● あなたはどう思いますか? (同和問題)

こんにちはは人権

Hello Human rights.

葛飾区総務部人権推進課
 発行・編集 〒124-0012 葛飾区立石 5-27-1 ウィメンズパル内
 TEL: 5698-2211 葛飾区HP <http://www.city.katsushika.lg.jp>

Vol. 6

12月4日から10日は人権週間です。

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

「人間らしく生きたい」「明るく幸せに暮らしたい」…私たち誰もが願っていることでしょう。「人権」は、そんな願いをかなえるために欠かすことのできない、人間にとって基本的な権利です。

12月4日から10日は人権週間です。この機会に改めて私たち一人ひとりが人権について考え、お互いの人権が尊重された明るい地域社会を実現するために行動していきましょう。

葛飾区取り組み

一例を紹介します。

● 講座・講演会の開催

「人権ってなんだろう?」「互いを理解し、人権を守ろう」…子ども、高齢者、障害者や同和問題など、私たちの日常生活に存在するさまざまな人権問題について、区民の皆さんと一緒に考える講座や講演会を開催しています。



人権を考える講演会は、年1回開催しています。

人権擁護委員をご存知ですか?

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、皆さんの人権が侵害されないように見守り、もし、人権侵害があった場合はその相談相手となります。また、人権意識の普及啓発にも努めています。

★★★人権擁護委員って何をしているの?★★★

● 駅周辺などでの啓発活動

人権意識の普及のため、駅周辺やイベント会場で啓発活動を行っています。

● 区内小中学校と連携した啓発活動

毎年区内の小中学校のご協力を得て、「人権の花運動」「全国中学生人権作文コンテスト」「子どもたちの人権メッセージ発表会」といった事業を行い、将来を担う子どもたちが優しさや思いやりのある大人へと成長できるよう、啓発活動を行っています。

今年度は、柴又小学校、木根川小学校、東金町小学校の皆さんが人権の花(サルビアとマリーゴールド)を咲かせ、柴又小学校の児童が人権メッセージを発表しました。

また、高砂中学校、東金町中学校の生徒662人が人権作文コンテストに参加しました。



きれいに咲いた人権の花 (マリーゴールド)

区民一人ひとりの人権を守るために

葛飾区では現在、14人の人権擁護委員が活動しています。日常生活の中で、「差別を受けた」「人権を侵害された」など、人権に関する悩みがある方の相談にのったり、区民の皆さんに人権に関心を持ってもらいたいという思いから、街頭での啓発活動や人権講演会の開催などに取り組んでいます。

一人ひとりの人権が尊重され、皆さんが幸せに暮らすことができる社会が実現すること、それが私たち人権擁護委員の願いです。

人権に関する相談は、毎月第1火曜日10時から15時の間に、区役所2階区民相談室で人権擁護委員が受け付けています。ぜひご利用ください。



葛飾地区人権擁護委員会
大竹由紀子 代表

女性の視点で防災・災害復興に取り組む

特定非営利活動法人イコールネット仙台 代表理事 宗片恵美子さん

首都直下型地震が発生した場合、葛飾区においてもさまざまな被害が予想されています。全国でいち早く「災害時における女性のニーズ調査」を実施するなど防災・災害復興対策に関する提言活動を行い、東日本大震災後も女性たちのニーズを実現するための仕組みづくりに奔走してきた宗片さんに寄稿いただきました。

東日本大震災から見たもの

東日本大震災が発生して2年半が過ぎました。しかし、被災者一人ひとりが復興を実感できるまでには、まだ多くの時間が必要であることはいうまでもありません。

私たちの団体(イコールネット仙台)は、男女共同参画社会の実現に向け、生活すべてをテーマに活動しています。特に防災・災害復興については重要なテーマととらえ、平成20年、仙台市内の1100人の女性たちを対象に「災害時における女性のニーズ調査」を実施し、「女性の視点からみる防災・災害復興対策に関する提言」をまとめて提言活動に取り組んできました。

東日本大震災発生後は、避難所や仮設住宅において被災女性への支援活動を続けてきましたが、女性たちが抱えるさまざまな困難に数多く直面することになりました。「プライベート空間がないため、トイレや布団の中で着替えをする女性たち」「授乳ができず、ストレスで母乳が出なくなってしまう母親」「介護施設や保育所の被災に伴い、子どもやお年寄りを連れて避難して行く女性たちは、家族のケアのために仕事を辞めざるを得ない」「避難所の被災者数百人の3食を調理する被災女性

たちは、早朝から夜遅くまで調理室から解放されない」等々。まさに震災を機に、男女共同参画を進める上で障害となっていた性別役割分業意識が顕著に表れていました。

あの日の気づき、

地域・大切な人を守るために

平成23年9月、被災時・復興時の女性をめぐる課題解決に向けて、宮城県内3000人の女性を対象に「東日本大震災に伴う「震災と女性」に関する調査」を実施しました。1512人からの回答の結果、女性たちが体験した多くの困難が洗い出されました。

しかし、女性たちは困難の中にとどまっていたわけではありませんでした。

被災者でありながら支援者であったことも明らかにになりました。85%の女性たちが、復興計画策定のプロセスに女性が参画していく必要があると回答し、計画に盛り込むべき内容についても、選択肢の「女性の地域防災リーダーや災害復興アドバイザーを育成し、地域に住む人々の支援体制を実効性のあるものにすることが高い数値を示しています。(図)「復興計画に女性の視点を反

映するために盛り込むべき内容」(参照)

あの3月11日午後2時46分、地域に男性は少なく、ほとんどが女性たちでした。女性たち自身が自ら地域を守らなければならぬと実感した瞬間でした。調査結果をふまえて、再度「男女共同参画の視点からみる防災・災害復興対策に関する提言」をまとめました。

男女共同参画の視点からみる防災・災害復興対策に関する提言

- 1 意思決定の場における女性の参画の推進
- 2 女性の視点を反映させた避難所運営
- 3 多様な女性のニーズに応じた支援
- 4 労働分野における防災・災害復興対策
- 5 災害時におけるDV防止のための取り組みの推進
- 6 防災・災害復興に関する教育の推進

地域でくらす女性の力、

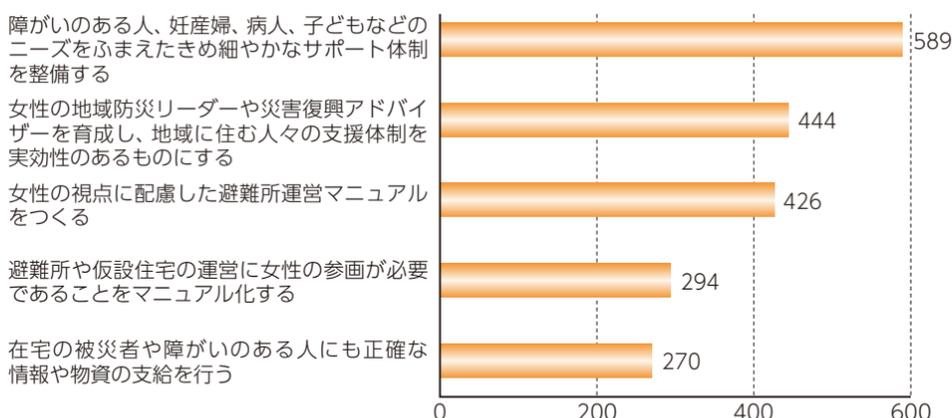
視点を活用しよう

今年5月から仙台市内の女性たちを対象に「女性のための防災リーダー養成講座」を開講しました。30人の定員にキャンセル待ちが出るほどの応募があり、女性たちの防災に対する強い思いが伝わってきました。5回の連続講座終了後、受講生たちは、自分の地域で地域性に沿った防災の取り組みを地域住民と一緒に企画運営し、私たちの団体は、その後方支援にあたっていきます。早速8月に、被災の大きかった仙台市宮城野区岩切地区で「いわきり、わたしたちの防災講座」が行われました。夏休みの時期、中高生が企画の段

階から参加したことは、若者たちの防災意識を高める上でも、おおいに有効だったと思います。

女性たちは弱者ではありません。地域をよく知り、生活者の視点で地域を支える力なのです。その女性たちが、マンパワーとしてだけでなくリーダーとして力を発揮できる仕組みと環境づくりが必要です。養成講座は今後も継続し、人材の蓄積をめざしていきます。受講生の中から立ち上がった「せんだい女性防災リーダーネットワーク」。地域防災の担い手として、女性たちの今後に期待しています。

図 「復興計画に女性の視点を反映するために盛り込むべき内容」



特定非営利活動法人イコールネット仙台(東日本大震災に伴う「震災と女性」に関する調査(平成23年)より抜粋)



宗片恵美子(むなかた えみこ)さん

特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事

「イコールネット仙台」は男女共同参画社会の実現に向け幅広く活動する団体。仙台市男女共同参画推進センター/エル・パーク仙台の市民活動スペースの受託団体として市民活動の支援を担当。

東日本大震災後は、避難所の女性の洗濯を代行する「せんたくネット」や仮設住宅における「語り合いサロン」など、女性のニーズに沿った支援活動を行う。

平成25年2月『聞き取り集 40人の女性たちが語る東日本大震災』を発行。平成23年6月、内閣府より男女共同参画に関する「女性のチャレンジ賞」を受賞。

仙台市防災会議委員、内閣府男女共同参画会議議員。

防災分野で活躍!

葛飾の女性

地域を守る、大切な人を守るために

防災=男性のイメージを変えていきたい

「我が町は我が手で守る・助け合う」
WRT大下の創設、活動を支援



鈴木 進さん
(東金町五丁目大下町会会長)

防災=男性のイメージが強いのですが、時間帯によっては地域の男性が不在になる時間もあります。また、地域で防災活動を行う男性メンバーには、消防団や市民消防隊等で活動する方も含まれています。「地域は地域で守る」の意識をもち、主体的に活動を行う女性の力が必要です。

WRT大下には消火活動の他、要援護者の安否確認と避難誘導、応急救護の支援活動を期待しており、重点的に訓練も行っています。また、現時点で、町会の63世帯から災害時の安否確認の支援を求められています。

WRT大下の活動を通じて、地域の防災は男性が担うものというイメージを変えていきたいと考えています。WRT大下は、組織上は町会防災部の管理下にあるものの、実際の活動は女性メンバーの自主性に任せて、男性は活動の支援にまわっています。

女性にも「我が町は我が手で守る・助け合う」という防災の“担い手”としての意識をもってもらい、いずれは葛飾区全域にこうした女性組織の活動の輪が広がって欲しいです。

結成は平成24年8月。東日本大震災後、一人ひとりが「何かできないか」と思っていた時に町会長に声掛けいただいたことがきっかけです。災害はいつ起こるか分かりません。平日の昼間などは女性だけが家にいることも多いため、女性だけでも発災時の初期対応などが行える体制を作ったかどうかという提案でした。地域に呼びかけたところ、働いている人や子育てがひと段落した人など、さまざまな年代の女性の賛同を得てWRT大下ができました。



「あわてなくても大丈夫!」
町会のイベントで消火器の操作方法を説明

これからは、訓練で培った知識や技術の向上をめざすとともに、学んできたことを町会全体に広げていきたいです。子育て中の人ははじめ、さまざまな人に積極的に参加してもらいたいと思っています。

私が防災分野に関心を持ち、活動を開始したのは平成18年に葛飾区防災会議の「地域防災計画見直し幹事会」委員になってからです。

これまで、防災講座の開催や区内の防災設備の見学、「3・11」以降はかつしかFMで防災・復興に関する情報発信などを行ってきました。



普段自分が心がけている自助・共助への取り組みなど、活発に意見交換



小倉悦子さん、森下美雪さん
WRT 大下
(Woman's Rescue Team) リーダー

の普及のために町会や金町消防団等のイベントで消火活動などの実演も行っています。消火器機の操作や応急救護に関する正しい知識を持ったことが自信となり、「人が倒れていたら声をかけよう」といった「積極的に関わろう」とする気持ちが生まれました。適切な応急救護を行えるように、各自が普通救命講習を修了し、今では16人のメンバーが修了証を取得しています。



藤栄 温子さん
葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会委員
かつしか女性会議メンバー

私を考える上で必要な知識を学びました。かつしか女性会議はどんな活動も根底に男女共同参画の視点を置いていきます。これからの防災・復興対策についても女性の視点を踏まえた要望、意見を出し合い、その声を「葛飾区地域防災計画」に提案していきたいと思っています。

「かつしか女性会議」女性がひとりの人間として生き生きと暮らしていけることを願い、男女平等社会実現のための活動を行っている。

正しい知識と訓練が自信と意欲に

東金町五丁目大下町会の女性20人による災害時活動支援チーム WRT大下

女性の声を地域防災計画に

『今、私たちにできることは?』
9月14日に学習会「葛飾の防災を考えよう!」を開催

防災講座のお知らせ

一人ひとりの力を活かして防災力アップ! [全2回]

「もしも自分がくらすまちが被災したらどうする?」
地域社会における防災のあり方やさまざまな立場の方に配慮したきめ細かな防災について学び、それぞれの地域で活かしていきましょう。

日時:平成26年3月9日、16日
いずれも日曜日の午前10時から正午
場所:葛飾区男女平等推進センター
講師:浅野幸子さん

(早稲田大学「地域社会と危機管理研究所」招聘研究員)
※詳しくは、平成26年2月5日号の「広報かつしか」でお知らせします。



インタビュー

「好き」をカタチにする進路選択のススメ

『地域の安心・安全の一端を担う』
～東京でひとりの女性消防署長～

東京消防庁 金町消防署長 會田 幸子さん



Q 消防官を志したきっかけは何ですか？

A 大学の就職課で募集のポスターを見て、デスクワークではない仕事をやってみたいという軽い気持ちからです。私が東京消防庁に入ったのは、女性消防官が採用されてまだ六年目。「婦人消防官」という名称で、女性の職業として十分に知られている時期ではありませんでした。当時は男女雇用機会均等法がなく、消防学校での教育も男女別、女性の仕事内容も予防と広報の業務に限られていました。

Q ご自身が感じている消防官という仕事の魅力、やりがいについて教えてください。

A 地域の安心・安全の一端を担える仕事であるということです。消防署の仕事には、消防・救急の他に「予防」という仕事があります。私は人が好きなので、建造物の検査や防災訓練や小学校の避難訓練などで、地域の皆さんと会話しながら直接的に安心・安全に関与することに魅力を感じます。

Q 女性消防官が力を発揮したり、活躍することをどう思いますか？

A 現在の消防官は、男女ともに同じ教育を受け、職種の選択の幅も広がり、「一消防人」としての働きが求められています。消防官を志す女性は「この仕事がしたい」という目標が明確です。それは大変素晴らしいことで、応援しています。しかし、女性は結婚や出産で状況が大きく変わることがあり、その時の方向転換も視野に入れた働き方を考えて欲しいです。消防官としての仕事はたくさんあります。可能性を一つに絞らず、その時与えられた業務でベストを尽くすことが大事だと思います。

Q 今後女性が防災分野で活躍するにあたり、期待することは何ですか？

A 私自身が子育てを経験してきたからか、「安心・安全」への思いは女性の方が強く、身近であるように思います。毎日の食生活や子育て、地域でのお付き合いに対する女性ならではの感性や視点を、地域における備えや災害対応などで発揮して欲しいと思います。

また、男性・女性に限らず、防災についての知識を持つこと、それを発信する能力を身につけていくことが求められていると思います。身近な防災の備えについてさまざまな情報が発信されている中で、「我が家では、我が町ではどんなものが必要なのか」ということをしっかりと精査して備えていただきたいです。

子育てをしながら厳しい消防の仕事が続けられた理由を伺うと、真っ先に飛び出したのは支えてくれた先輩女性たちや応援してくれた男性上司・先輩の存在と、その方たちへの感謝の気持ち。困ったときに助け合える職場の人間関係の大きさについても熱く語っていただきました。

あなたは どう思いますか？

「ある人と知り合い、恋愛をしました。そのうちに、その人と結婚をしたいと考えようになったとき、相手の家族から反対されました。その理由が、自分の生まれにかかわることだった」としたら・・・

人は、親を選ぶことも、生まれる場所を決めることも、自分ではできません。にもかかわらず、生まれが同和地区(被差別部落)だったり同和地区と関係があったりするというので、現在でも不合理な差別を受けている人がいるのです。

● 同和問題(部落問題)、同和地区(被差別部落)ってなに？

封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、現在もさまざまなかたちで現れている重大な人権問題を同和問題(部落問題)といいます。

日本の歴史で、生活用品に必要な皮革(動物の生の皮を薬品などで処理したもの)を作ったり地域の警備を行ったりするなど、当時の生活に欠かせない役目を専門に担っている人々がいました。

しかし、それらの人々は住む場所・仕事・結婚・交際など、生活において差別的な処遇を受けてきました。それらの人々が住まわされたところを同和地区(被差別部落)といいます。

● 同和問題はもうなくなったの？

同和問題は少しずつ解決へと向かっています。しかし、差別落書きやインターネットによる差別の書き込みなど、同和問題に関する悪質な差別や人権侵害は依然として存在しています。

区では、「葛飾区基本構想」(平成2年)や「葛飾区人権施策推進指針」(平成20年)に基づき、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題に関する啓発事業などを行い、同和問題の解決に努めています。

【近年、葛飾区で発生した主な差別事象】
● 差別落書き
平成13年から、区内各地で29件(60か所)もの差別落書きが発見されています。最近では、平成24年11月から5か月の間、選挙ポスター掲示板や、その掲示板に張られた立候補者のポスター、さらには東四つ木の避難橋などに、差別落書きが相次いで発見されました。

差別落書きは人権侵害そのものです。差別落書きが長時間放置され多くの人が目にするので、差別を助長する可能性もあります。区は、葛飾・亀有両警察署にパトロールの強化を依頼するなど、差別落書きの解決に取り組んでいます。

● 就職や結婚に関わる差別、差別につながる身元調査
企業が就職希望者に対し、本籍地や家族の職業など、本人の仕事への適性や能力に関係のないことを履歴書に書かせたり面接で聞いたりするという例があります。その結果、同和地区の出身という理由で、採用されないことがあります。

また、自分の交際相手と同和地区の出身であることがわかった場合、結婚に反対する親もいます。

さらに、調査会社を使って、就職希望者や交際相手と同和地区の出身かどうかを調べるといふ例があります。具体的には、司法書士や行政書士などが職務上認められている権限を悪用し、戸籍謄本や住民票を不正に取得し、調査会社に渡していました。過去に葛飾区でも、本人の知らない間に戸籍謄本などが不正に取得される事件が起きました。区はこうした事件に対し、早い段階からの取り組みをしています。平成20年5月に、他人の戸籍謄本などを不正に取得した事実が明らかになった場合、被害者に対し、不正取得された事実を告知する制度を始めました。この制度により、平成20年に4件、平成24年に5件、不正取得された本人へ事実の告知を行いました。

★ 今から取り組もう

同和問題は現在でも存在しています。前述した差別事象はほんの一例です。いずれの差別事象も、差別を受ける人に深い傷を残すだけではなく、平穏な生活そのものをおびやかします。

誰もが生きていくためになくてはならないもの、それが「人権」です。まずは、差別される人の気持ちを考えてみてください。そして、私たち一人ひとりが自分たちにかかわる問題として同和問題を正しく理解し、差別について知るとともに、差別をしたり見逃したりすることのないように、意識をしながら行動をしていくことが大切です。